

1. 議事日程

〔平成28年第3回安芸高田市議会9月定例会第1日目〕

平成28年 9月 9日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 認定第1号 平成27年度安芸高田市一般会計決算の認定について |
| 日程第4 | 認定第2号 平成27年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について |
| 日程第5 | 認定第3号 平成27年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算の認定について |
| 日程第6 | 認定第4号 平成27年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について |
| 日程第7 | 認定第5号 平成27年度安芸高田市介護サービス特別会計決算の認定について |
| 日程第8 | 認定第6号 平成27年度安芸高田市公共下水道事業特別会計決算の認定について |
| 日程第9 | 認定第7号 平成27年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定について |
| 日程第10 | 認定第8号 平成27年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算の認定について |
| 日程第11 | 認定第9号 平成27年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算の認定について |
| 日程第12 | 認定第10号 平成27年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の認定について |
| 日程第13 | 認定第11号 平成27年度安芸高田市簡易水道事業特別会計決算の認定について |
| 日程第14 | 認定第12号 平成27年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計決算の認定について |
| 日程第15 | 認定第13号 平成27年度安芸高田市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について |
| 日程第16 | 議案第60号 芸北広域環境施設組合を組織する地方公共団体の区域の変更及び芸北広域環境施設組合同規約の変更について |
| 日程第17 | 議案第61号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第18 | 議案第62号 安芸高田市高宮レインボープラザ設置及び管理条例を廃止する条例 |
| 日程第19 | 議案第63号 財産の無償譲渡について【安芸高田市高宮レインボープラザ】 |
| 日程第20 | 議案第64号 平成28年度安芸高田市一般会計補正予算（第2号） |

- 日程第 2 1 議案第65号 平成28年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 2 議案第66号 平成28年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 3 議案第67号 平成28年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 4 議案第68号 平成28年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 5 議案第69号 平成28年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 6 議案第70号 平成28年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 7 議案第71号 平成28年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 8 議案第72号 平成28年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 9 市長の出張旅費に関する事務検査特別委員会の報告について

2. 出席議員は次のとおりである。（17名）

1 番	玉 重 輝 吉	2 番	玉 井 直 子
3 番	久 保 慶 子	4 番	下 岡 多美枝
5 番	前 重 昌 敬	6 番	石 飛 慶 久
7 番	児 玉 史 則	8 番	大 下 正 幸
9 番	水 戸 眞 悟	10 番	先 川 和 幸
11 番	熊 高 昌 三	12 番	宍 戸 邦 夫
13 番	秋 田 雅 朝	14 番	塚 本 近
16 番	金 行 哲 昭	17 番	青 原 敏 治
18 番	藤 井 昌 之		

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

5 番	前 重 昌 敬	6 番	石 飛 慶 久
-----	---------	-----	---------

5. 地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名（22名）

市 長	浜 田 一 義	副 市 長	竹 本 峰 昭
教 育 長	永 井 初 男	総 務 部 長	杉 安 明 彦
企画振興部長	西 岡 保 典	市 民 部 長	小笠原 義 和
福祉保健部長兼福祉事務所長	可愛川 實知則	産 業 振 興 部 長	清 水 勝

産業振興部特命担当部長	山 平 修	建設部長兼公営企業部長	伊 藤 良 治
教 育 次 長	叶 丸 一 雅	消 防 長	久 保 高 憲
会 計 管 理 者	広 瀬 信 之	美 土 里 支 所 長	毛 利 幹 夫
高 宮 支 所 長	中 谷 文 彦	甲 田 支 所 長	小 玉 勝
向 原 支 所 長	神 岡 眞 信	総 務 課 長	土 井 実 貴 男
財 政 課 長	河 本 圭 司	政 策 企 画 課 長	猪 掛 公 詩
監 査 委 員	女 鳥 清 治	監 査 委 員 事 務 局 長	柿 林 浩 次

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事 務 局 長	外 輪 勇 三	事 務 局 次 長	森 岡 雅 昭
総 務 係 長	國 岡 浩 祐	専 門 員	大 足 龍 利



午前10時00分 開会

- 藤井議長 それでは定刻になりました。
ただいまの出席議員は17名であります。
定足数に達しておりますので、これより平成28年第3回安芸高田市議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいただきます。
外輪事務局長。
- 外輪事務局長 諸般の報告をいたします。
市長並びに教育長、代表監査委員より、本定例会に説明員として出席委任する者の職氏名の一覧表が提出されております。
それぞれの写しをお手元に配付しておりますので、御了承いただきたいと思ひます。
以上で諸般の報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

- 藤井議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により議長において、5番前重昌敬君、及び6番 石飛慶久君を指名いたします。



日程第2 会期の決定

- 藤井議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。
本定例会の運営について、過日、議会運営委員会を開き御協議をいただいておりますので、その結果について、議会運営委員長の報告を求めます。
議会運営委員長 児玉史則君。
- 児玉議会運営委員長 おはようございます。
平成28年第3回定例会の運営につきまして、去る8月10日、及び9月2日に議会運営委員会を開き、次のとおり決定いたしましたので、報告いたします。
まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり、本日から9月30日までの22日間といたしました。
議事の都合により、9月10日から13日並びに、9月16日から9月29日までを休会といたします。
本定例会に付議されます案件は、認定13件、議案13件の計26件でございます。
議案審議についてでございますが、お手元の付託表のとおり、認定第1号から第13号までの13件につきましては、提案理由の説明の後、監査報告、質疑を受け、予算決算常任委員会へ付託、議案第64号から第72号

までの9件につきましても、提案理由説明後、質疑を受け、予算決算常任委員会へ付託することといたしました。

また、議案第60号につきましては、文教厚生常任委員会、議案第61号につきましては、総務企画常任委員会、議案第62号及び第63号の2件につきましては、産業建設常任委員会へそれぞれ付託することといたしました。

なお、9月2日の議会運営委員会までに提出のあった陳情、要望等につきましては、お手元に配付した平成28年第3回定例会会期中に委員会で審査される陳情等一覧のとおり、委員会へ送付して審査することといたしました。

次に、一般質問の取り扱いについては、12人から通告がありましたので、2日間の日程といたし、通告順に、9月14日を6人、15日を6人といたします。

次に、特別委員会の委員長報告についてでございますが、市長の出張旅費に関する事務検査特別委員会の報告を9月9日、議会改革特別委員会の報告を9月30日に行うことといたしました。

以上で報告を終わります。

○藤井議長 お諮りいたします。ただいまの委員長の報告のとおり、会期は22日間とすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認めます。よって、会期は22日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

- |       |        |                                         |
|-------|--------|-----------------------------------------|
| 日程第3  | 認定第1号  | 平成27年度安芸高田市一般会計決算の認定について                |
| 日程第4  | 認定第2号  | 平成27年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について          |
| 日程第5  | 認定第3号  | 平成27年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算の認定について         |
| 日程第6  | 認定第4号  | 平成27年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について            |
| 日程第7  | 認定第5号  | 平成27年度安芸高田市介護サービス特別会計決算の認定について          |
| 日程第8  | 認定第6号  | 平成27年度安芸高田市公共下水道事業特別会計決算の認定について         |
| 日程第9  | 認定第7号  | 平成27年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定について   |
| 日程第10 | 認定第8号  | 平成27年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算の認定について        |
| 日程第11 | 認定第9号  | 平成27年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算の認定について         |
| 日程第12 | 認定第10号 | 平成27年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の認定について |

日程第13 認定第11号 平成27年度安芸高田市簡易水道事業特別会計決算の認定について

日程第14 認定第12号 平成27年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計決算の認定について

日程第15 認定第13号 平成27年度安芸高田市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

○藤井議長 日程第3、認定第1号「平成27年度安芸高田市一般会計決算の認定について」の件から、日程第15、認定第13号「平成27年度安芸高田市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」の件までの13件を一括して議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 おはようございます。

本日、平成28年第3回の定例会を招集させていただきましたところ、皆さん御多用のところ、参集を賜り、まことにありがとうございます。

さて、このたびの定例会へは、平成27年度の決算認定議案13件、条例及び補正予算関係の議案13件を提出いたしております。どうか、よろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、認定第1号から認定第13号までの提案理由についての御説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第233条第3項、及び地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見を付して、平成27年度安芸高田市一般会計決算、及び特別会計決算、並びに安芸高田市水道事業決算の認定を求めるものであります。

認定第1号から認定第13号まで、一括して説明をさせていただきます。

最初に、認定第1号「平成27年度安芸高田市一般会計決算」は歳入総額199億7,189万9,075円、歳出総額193億3,604万7,855円で、実質収支5億3,911万9,220円となりました。

次に、認定第2号「平成27年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算」は、歳入総額43億431万1,957円、歳出総額40億393万2,295円で、実質収支3億37万9,662円となりました。

次に、認定第3号「平成27年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計の決算」は、歳入総額4億1,688万4,288円、歳出総額4億789万775円で、実質収支899万3,513円となりました。

次に、認定第4号「平成27年度安芸高田市介護保険特別会計決算」は、歳入総額44億1,746万5,406円、歳出総額42億7,570万6,374円で、実質収支1億4,175万9,032円となりました。

次に、認定第5号「平成27年度安芸高田市介護サービス特別会計決算」は、歳入総額190万4,057円、歳出総額190万4,057円で、実質収支0円となりました。

次に、認定第6号「平成27年度安芸高田市公共下水道事業特別会計決算」は、歳入総額2億4,671万519円、歳出総額2億4,658万1,776円で、実質収支12万8,743円となりました。

次に、認定第7号「平成27年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算」は、歳入総額4億1,747万4,214円、歳出総額4億1,734万6,376円で、実質収支12万7,838円となりました。

次に、認定第8号「平成27年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算」は、歳入総額4億1,090万4,658円、歳出総額4億1,083万5,778円で、実質収支6万8,880円となりました。

次に、認定第9号「平成27年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算」は、歳入総額3億958万8,007円、歳出総額3億946万6,607円で、実質収支12万1,400円となりました。

次に、認定第10号「平成27年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算」は、歳入総額999万8,452円、歳出総額997万9,063円で、実質収支1万9,389円となりました。

次に、認定第11号「平成27年度安芸高田市簡易水道事業特別会計決算」は、歳入総額8億6,611万4,337円、歳出総額8億6,588万33円で、実質収支23万4,304円となりました。

次に、認定第12号「平成27年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計決算」は、歳入総額1,335万6,262円、歳出総額1,332万8,418円で、実質収支2万7,844円となりました。

次に、認定第13号「平成27年度安芸高田市水道事業会計決算」の収益的収入及び支出の決算額は、収入額2億9,116万9,832円、支出額2億7,899万1,528円で、当年度純利益は233万9,265円で、当年度未処分利益剰余金は2億4,712万7,918円となりました。

また、剰余金処分につきましては、建設改良積立金への積み立て2,000万円、資本金への組み入れ1億6,238万864円の処分を行い、処分後の残高を6,474万7,052円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出の決算額は、収入額1億465万4,372円、支出額1億8,140万5,066円で、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額7,675万694円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額629万2,922円、当年度分損益勘定留保資金7,045万7,772円で補てんをしたものであります。

以上、13議案につきまして、慎重に御審議をいただき、適切なる認定をいただきますようよろしくお願いいたします。

○藤井議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

続いて、会計管理者から要点の説明を求めます。

会計管理者 広瀬信之君。

○広瀬会計管理者

平成27年度安芸高田市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算につきまして、決算書に基づいて要点の御説明を申し上げます。

初めに、一般会計の歳入歳出決算でございます。決算書の5ページを

お開きください。

歳入の決算でございますが、予算現額202億6,575万5,000円、調定額206億2,165万2,377円に対しまして、収入済額は199億7,189万9,075円で、収納率は96.8%でございます。1,181万8,812円の不納欠損処分を行い、6億3,841万9,293円が収入未済となりました。この収入未済額には、繰越明許費にかかる財源でございます国庫支出金、県支出金、市債なども含まれております。

次に、歳出の決算でございます。11ページをお開きください。

予算現額202億6,575万5,000円に対して、支出済額は193億3,604万7,855円で、執行率は95.4%でございます。繰越明許費として、2億3,701万4,000円を翌年度に繰り越しいたしております。

14ページをお開きください。

以上の結果によりまして、平成27年度一般会計の収支決算は、歳入総額199億7,189万9,000円、歳出総額は193億3,604万8,000円となり、歳入歳出差引額は6億3,585万1,000円となりましたので、これを翌年度へ繰り越しいたしました。なお、実質収支額は繰越明許費にかかる一般財源と、9,673万2,000円を差し引いた5億3,911万9,000円の黒字となり、このうち3億円を地方自治法第233条の2の規定により、財政調整基金に繰り入れをいたしました。

それでは、主な歳入につきまして、款別に御説明をいたします。

15ページをお開きください。

1款市税は、収入済額33億5,774万7,357円で、調定額に対する収納率は96.0%でございます。754万2,901円の不納欠損処分を行い、1億3,302万2,008円が収入未済となりました。

19ページをお開きください。

10款地方交付税は、収入済額92億5,402万円でございます。12款分担金及び負担金は、収入済額3億1,851万9,956円で、収納率は98.2%でございます。88万5,047円の不納欠損処分を行い、保育所保護者負担金など481万8,509円が収入未済となりました。

21ページをお開きください。

13款使用料及び手数料は、収入済額3億4,526万4,546円で、収納率は97.2%でございます。2万1,488円の不納欠損処分を行い、市営住宅使用料、し尿処理手数料等980万4,699円が収入未済となりました。

27ページをおひらきください。

14款国庫支出金は、収入済額17億2,314万4,017円で、収納率は97.9%でございます。収入未済額3,725万9,000円は、事業の繰り越しに伴います総務費及び土木費国庫補助金の一部が収入未済となったものでございます。

35ページをお開きください。

15款県支出金は、収入済額15億8,886万682円で、収納率は97.8%でございます。収入未済額3,537万3,000円は、事業の繰り越しに伴います農



業費県補助金等の一部がそれぞれ収入未済となったものでございます。

57ページをお開きください。

20款諸収入は、収入済額2億1,466万8,388円で、収納率は37.3%でございます。336万9,376円の不納欠損処分を行い、貸付金等3億5,764万2,077円が収入未済となりました。

63ページをお開きください。

21款市債は、収入済額14億9,310万円で、収納率は96.1%でございます。収入未済額6,050万円は、事業の繰り越しに伴います充当事業債がそれぞれ収入未済となったものでございます。

続いて、歳出につきまして、款別に御説明をいたします。

69ページをお開きください。

1款議会費は、支出済額1億9,986万2,202円で、執行率は97.3%でございます。

2款総務費は、支出済額31億1,681万8,157円で、執行率は94.4%でございます。繰越明許費7,556万9,000円は、事業の繰り越しに伴います委託料、工事請負費等を翌年度へ繰り越したものでございます。

85ページをお開きください。

3款民生費は、支出済額54億1,416万9,495円で、執行率は96.2%でございます。繰越明許費500万円は、事業の繰り越しに伴います委託料を翌年度へ繰り越したものでございます。

97ページをお開きください。

4款衛生費は、支出済額15億6,975万480円で、執行率は96.6%でございます。

101ページをお開きください。

5款労働費は、支出がございませんでした。

103ページをお開きください。

6款農林水産業費は支出済額15億252万2,874円で、執行率は89.8%でございます。繰越明許費8,554万円は、事業の繰り越しに伴います委託料、工事請負費等を翌年度へ繰り越したものでございます。

109ページをお開きください。

7款商工費は、支出済額2億1,992万7,838円で、執行率は95.1%でございます。

111ページをお開きください。

8款土木費は、支出済額16億747万4,713円で、執行率は90.6%でございます。繰越明許費5,918万円は、事業の繰り越しに伴います委託料、工事請負費等を翌年度へ繰り越したものでございます。

119ページをお開きください。

9款消防費は、支出済額5億9,520万2,118円で、執行率は94.7%でございます。

123ページをお開きください。

10款教育費は、支出済額14億1,260万6,819円で、執行率は97.2%でござ

ざいます。繰越明許費1,172万5,000円は、事業の繰り越しに伴います委託料、工事請負費等を翌年度へ繰り越したものでございます。

137ページをお開きください。

11款災害復旧費は、支出済額1億506万2,916円で、執行率は77.6%でございます。

139ページをお開きください。

12款公債費は、支出済額35億9,265万243円で、執行率は99.9%でございます。

13款予備費につきましては、4つの目に1,238万8,000円を充当いたしております。

歳出につきましては、以上でございます。

これから御説明をいたします11の特別会計の決算につきましては、各会計とも実質収支概要の説明とさせていただきます。

それでは、初めに国民健康保険特別会計の歳入歳出決算でございます。152ページをお開きください。

歳入総額43億431万2,000円、歳出総額40億393万2,000円で、歳入歳出差引額は3億38万円の黒字となり、これを翌年度へ繰り越しいたしました。なお、調定に対する歳入の収納率は97.2%で、国民健康保険税1億1,710万3,591円が収入未済となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計でございます。180ページをお開きください。

歳入総額4億1,688万4,000円、歳出総額4億789万1,000円で、差し引き899万3,000円の黒字となり、これを翌年度へ繰り越しをいたしました。なお、歳入の収納率は99.9%で、後期高齢者医療保険料95万2,030円が収入未済となっております。

続いて、介護保険特別会計でございます。198ページをお開きください。

歳入総額44億1,746万5,000円、歳出総額42億7,570万6,000円で、差引1億4,175万9,000円の黒字となり、これを翌年度へ繰り越しをいたしました。なお、歳入の収納率は99.8%で、介護保険料944万4,365円が収入未済となっております。

次に、介護サービス特別会計でございます。226ページをお開きください。

歳入総額、歳出総額ともに、190万4,000円でございます。歳入の収納率は100%で収入未済はございません。

次に、公共下水道事業特別会計でございます。236ページをお開きください。

歳入総額2億4,671万1,000円、歳出総額2億4,658万2,000円で、差引額は12万9,000円となり、これを翌年度へ繰り越しをいたしました。歳入の収納率は99.3%で、加入者分担金及び下水道使用料162万6,755円が収入未済となっております。

次に、特定環境保全公共下水道事業特別会計でございます。250ページをお開きください。

歳入総額4億1,747万4,000円、歳出総額は4億1,734万6,000円で、差し引き12万8,000円の黒字となり、これを翌年度へ繰り越しをいたしました。歳入の収納率は99.6%で、下水道使用料150万778円が収入未済となっております。

次に、農業集落排水事業特別会計でございます。264ページをお開きください。

歳入総額4億1,090万5,000円、歳出総額4億1,083万6,000円で、差引額は6万9,000円となり、これを翌年度へ繰り越しをいたしました。歳入の収納率は99.7%で、下水道使用料112万5,652円が収入未済となっております。

次に、浄化槽整備事業特別会計でございます。278ページをお開きください。

歳入総額3億958万8,000円、歳出総額3億946万7,000円で、差し引き12万1,000円の黒字となり、これを翌年度へ繰り越しをいたしました。歳入の収納率が99.5%で、浄化槽使用料145万9,327円が収入未済となっております。

次に、コミュニティ・プラント整備事業特別会計でございます。292ページをお開きください。

歳入総額999万8,000円、歳出総額997万9,000円で、差し引き1万9,000円の黒字となり、これを翌年度へ繰り越しをいたしました。歳入の収納率は100%で、収入未済はございません。

次に、簡易水道事業特別会計でございます。304ページをお開きください。

歳入総額8億6,611万4,000円、歳出総額8億6,588万円で、差引額は23万4,000円となり、これを翌年度へ繰り越しをいたしました。歳入の収納率は99.6%で、水道使用料298万959円が収入未済となっております。

次に、飲料水供給事業特別会計でございます。318ページをお開きください。

歳入総額1,335万6,000円、歳出総額1,332万8,000円で、差し引き2万8,000円の黒字となり、これを翌年度へ繰り越しをいたしました。歳入の収納率は99.6%で、水道使用料5万6,375円が収入未済となっております。

なお、323ページ以降につきましては、公有財産、債券、物品、基金等の財産に関する調書でございます。

以上で、平成27年度一般会計及び特別会計の決算の要点説明を終わります。よろしく願いいたします。

○藤井議長

これをもって要点の説明を終わります。

次に、監査委員から本13件に関する審査意見の報告を求めます。

代表監査委員 女鳥清治さん。

○女鳥監査委員　　まずもって、お断りしておきます。私ちよつとこれ原稿書いてきたんですけども、これを読み上げますけども、早口で、またろれつも回らないので、聞き取りにくいと思いますけれども、ゆっくりと読ませさせていただきますので、お願いいたします。

決算審査意見報告。平成27年度一般会計、特別会計、水道事業会計の決算審査並びに決算に基づく財政健全化判断比率の審査でございますが、安芸高田市監査基準に基づき、予算の執行、事業の経営が適正かつ効果的に行われているか、健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる書類の計数が正確に計上され、適正に作成されているかを主眼に、水戸監査委員と審査を実施し、合議に達しましたので、御報告申し上げます。

初めに、平成27年度安芸高田市各会計歳入歳出決算に関する審査について、お手元に配付されております意見書により御報告申し上げます。

審査は、一般会計及び11の特別会計の決算書、その他の附属書類が関係法令に準拠して作成されているかを確認し、計数の正確性を検証するとともに、例月出納検査の結果等を踏まえ、関係職員の説明を求めるなどにより行いました。審査の結果、決算関係書類は、法令に基づき、適正に処理されており、証書類との照合審査により、計数は正確であることと認め、また予算の執行はおおむね適正であると認めました。

決算の状況でございますが、一般会計、特別会計を合わせた総額は、形式収支、実質収支は黒字、前年度収支は赤字となっております。市債の借入残高は430億6,606万9,000円と、前年度より4.7%減少し、収入未済も6億4,153万8,000円と前年度に比べ、1.6%減少しております。

普通会計における財政構造を見ますと、財政力指数は0.331で前年度より0.005ポイント上昇し、経常収支比率は92.4%で前年度より1.1ポイント上昇し、経常一般財源の乏しい状況であります。

意見でございますが、平成27年度は普通会計決算額は歳入歳出とも200億円を下回り、第2次総合計画の大型投資事業ではなく、ソフト事業に取り組まれた感もいたしております。

個別項目につきまして、主なもの2点について述べさせていただきます。

まず、収入未済ですが、市税滞納整理本部を中心として取り組まれているほか、北部県税職員の指導を受け、公売にも取り組まれたことは評価いたします。これからも、債権管理能力の向上を図り、収納に当たられることを望むものでございます。

次に、国民健康保険特別会計、保険事業についてでございます。全国的な課題であります少子高齢化は、本市におきましてはより深刻な問題であり、健康保険会計ではこれから医療費、保険料の高騰が懸念されるところでございます。このため、生活習慣病重症化予防、若年性生活習慣病予防に加え、高血圧重症化予防の各事業を行い、高額な医療費がかかる慢性病にならない取り組みを続けておられ、糖尿病関連の医療費、

患者数とも減少傾向にあるなど成果も見られます。医療費抑制による市財政への貢献もさることながら、市民の健康づくりに大きく寄与することから、今後も充実した施策展開を期待しております。

次に、平成27年度水道事業会計決算における審査意見につきまして、お手元の意見書により御報告申し上げます。

審査に付されました決算書、財務諸表、附属書類につきまして、関係法令に準拠して作成されているかを確認し、計数の正確性を検証するとともに、営業成績、財務状態が適正に表示されているか、関係職員の説明を求め、会計帳簿等との照合などにより、審査を行いました。審査に付された決算関係書類は、それぞれ法令に準拠し適正に作成されており、計数は正確で、水道事業の経営成績、財政状態を明瞭に表示していると認めました。

当年度の純利益は、233万9,000円で、前年度に比較すると239万9,000円減少し、主要な利益指標である総収支比率、経常収支比率、営業収支比率は、いずれも前年度を下回り、営業収支比率は95.32%と2年連続100%を下回っています。財政状態をキャッシュフロー計算書で見ますと、営業活動、投資活動によるキャッシュフローのマイナスを財務活動のキャッシュフローにより賄っていますが、水道事業が投資活動の財源の多くを借入金で調達するためでありまして、企業の支払い能力を示す流動比率や当座比率は正常の範囲でありますことから、当面問題はないと考えております。

市民の節水意識の向上などによって、給水量は減少傾向が続き、経費節減対策もほぼ限界にきていることに加え、人口減少が否めないことで給水収益は漸減する状況ですが、水道事業の公益性と独立採算のバランスをとるため、経営基盤の強化に努められ、安全でおいしい水の安定供給体制を維持されるよう、さまざまな課題に対処されることを望みます。

次に、決算に基づきます財政の状況でございますが、お手元に配付されております、平成27年度安芸高田市健全化判断比率等審査意見書により、御報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律により審査に付されました、健全化判断比率及び資金不足率が関係法令等に準拠して作成されているかを確認し、計数の正確性を検証するとともに、関係職員の説明を求め審査いたしました。健全化判断比率及び資金不足比率、それぞれ関係法令に準拠して適正に作成されており、その計数は正確であると認めました。

審査の結果、財政健全化を判断する4指標は、いずれも早期健全化及び経営健全化の基準値を超えておらず、資金不足も生じてなく、また実質公債費率、将来負担比率とも改善が見られました。今後も財政状況に予断を許すことなく、安定した財政運用に努められることを望みます。

第2次総合計画では、ソフト事業を重点に当市の魅力を内外に発信し、中山間地域の弱みを強みに変えるとしています。地域おこし協力隊員の

地域資源に磨きをかける取り組みが見られています。安芸高田市の歴史と文化、自然と環境は他に引けを取らない貴重な財産です。一層磨きをかけられ、豊かな財産となるよう、知恵を絞られるよう要望いたしました。審査意見の報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○藤井議長 以上で審査意見の報告を終わります。  
これより、本13件に対する一括質疑を行います。  
質疑があれば、議案番号を指定して、質疑を行ってください。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
本13件につきましては、お手元の付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第16 議案第60号 芸北広域環境施設組合を組織する地方公共団体の区域の変更及び芸北広域環境施設組合同規約の変更について

○藤井議長 日程第16、議案第60号「芸北広域環境施設組合を組織する地方公共団体の区域の変更及び芸北広域環境施設組合同規約の変更について」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第60号「芸北広域環境施設組合を組織する地方公共団体の区域の変更及び芸北広域環境施設組合同規約の変更について」の提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、本市が加入しております芸北広域環境施設組合の規約のうち、組合を組織する地方公共団体について、北広島町芸北地域の加入により、規約の変更を行うもので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
本案につきましては、お手元の付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第17 議案第61号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○藤井議長 日程第17、議案第61号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題とい

たします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

- 浜田市長 議案第61号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、手話を使用されている聴覚などに障害のある方へのコミュニケーション支援として、手話通訳者を新たに配置することに伴い、報酬額を定めるものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

- 藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

- 藤井議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案につきましては、お手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第18 議案第62号 安芸高田市高宮レインボープラザ設置及び管理条例を廃止する条例

日程第19 議案第63号 財産の無償譲渡について【安芸高田市高宮レインボープラザ】

- 藤井議長 日程第18、議案第62号「安芸高田市高宮レインボープラザ設置及び管理条例を廃止する条例」の件、及び日程第19、議案第63号「財産の無償譲渡について【安芸高田市高宮レインボープラザ】」の件の2件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

- 浜田市長 議案第62号「安芸高田市高宮レインボープラザ設置及び管理条例を廃止する条例」、及び議案第63号「財産の無償譲渡について」の2議案について、一括して提案理由を御説明申し上げます。

安芸高田市高宮レインボープラザの施設について、安芸高田市公共施設等総合管理計画に基づき、土地所有者の株式会社ウエストエネルギーソリューションとの協議が整い、安芸高田市高宮レインボープラザ設置及び管理条例を廃止し、施設を無償譲渡するものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

- 藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

- 藤井議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案2件につきましては、お手元の付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託して審査することにいたします。

この際、11時5分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時48分 休憩

午前11時05分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

- 日程第20 議案第64号 平成28年度安芸高田市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第65号 平成28年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第66号 平成28年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第67号 平成28年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第68号 平成28年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第69号 平成28年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第70号 平成28年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第27 議案第71号 平成28年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第28 議案第72号 平成28年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第2号）

○藤井議長 日程第20、議案第64号「平成28年度安芸高田市一般会計補正予算（第2号）」の件から、日程第28、議案第72号「平成28年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第2号）」の件までの9件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第64号「平成28年度安芸高田市一般会計補正予算（第2号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4億2,306万6,000円を追加し、予算の総額を201億7,068万8,000円とするものであります。

次に、議案第65号「平成28年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,652万円を減額し、予算の総額を41億443万8,000円とするものであります。



次に、議案第66号「平成28年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ784万3,000円を追加し、予算の総額を4億7,063万2,000円とするものであります。

次に、議案第67号「平成28年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第1号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,719万6,000円を追加し、予算の総額を45億455万円とするものであります。

次に、議案第68号「平成28年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出の予算の総額から、歳入歳出それぞれ337万円を減額し、予算の総額を4億5,478万円とするものであります。

次に、議案第69号「平成28年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ22万円を減額し、予算の総額を4億1,287万9,000円とするものであります。

次に、議案第70号「平成28年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ139万円を追加し、予算の総額を9億1,392万3,000円とするものであります。

次に、議案第71号「平成28年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計補正予算（第1号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ50万円を追加し、予算の総額を1,544万5,000円とするものであります。

次に、議案第72号「平成28年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第2号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の営業費用48万8,000円を増額し、営業外費用52万1,000円の減額、及び予備費を3万3,000円増額するものであります。

次に、債務負担行為の補正として、安芸高田市水道業務の事項を追加するものであります。また、議会の議決を経なければ流用することのできない職員給与費につきましては、48万8,000円を増額し、2,068万2,000円とするものであります。

以上、よろしく御審議の上、適切なる御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本案9件に対する一括質疑を行います。質疑があれば議案番号を指定して、質疑を行ってください。質疑はありますか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案9件につきましては、お手元の付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第29 市長の出張旅費に関する事務検査特別委員会の報告について

○藤井議長 日程第29「市長の出張旅費に関する事務検査特別委員会の報告について」を議題といたします。

市長の出張旅費に関する事務検査特別委員会委員長の報告を求めます。
14番 塚本近君。

○塚本議員 市長の出張旅費に関する事務検査特別委員会委員長報告を行います。
本件に関しましては、去る平成28年2月24日、平成28年第1回定例会において、第9回までの委員会の検査状況について中間報告をいたしております。

先般開きました第21回委員会において検査を終了し、安芸高田市議会会議規則第108条の規定により、8月26日付で議長に報告いたしましたので、この内容について報告をいたします。

検査事項につきましては、浜田市長が飛行機を利用した出張において、シニア空割を受け、後の精算がなされていなかった件について、地方自治法第98条第1項の規定に基づき、平成24年度から平成27年度、27年度につきましては4月から12月分までの出張旅費が適正に処理されていたか、検査をいたしました。また、平成28年度4月から6月分の出張旅費については、中間報告での指摘事項を反映した事務改善がなされているかを検査いたしました。

検査の方法及び経過、日程につきましては、執行部へ平成24年4月から平成27年12月までの期間及び平成28年4月から6月までの期間の出張旅費に関する資料提出を求め、平成26年4月から平成27年12月までの事務検査を第1回委員会から第9回委員会の間の9回の委員会において実施し、平成24年度及び平成25年度分の事務検査を第10回委員会から第19回委員会の間の10回の委員会において検査いたしました。平成28年度4月から6月分事務検査を第20回及び第21回の2回の委員会において実施し、延べ21回の委員会を実施しております。

これまでの検査の実施日及び項目、内容については、お手元に配付した報告書の写しを御参照ください。

検査の概要につきましては、執行部から提出のあった資料をまず各委員が個々に年度別に検査し、おのおのにおいて生じた疑義等について突き合わせを行い、取りまとめた疑義等について、執行部から説明を受け、疑義の解明を図りました。

平成24年度及び平成25年度事務検査においても、中間報告で報告いたしました課題と同様に、旅行命令簿の記載方法、公用車、タクシー使用の考え方について、事務の不備や課題が見受けられました。

第12回、13回の委員会においては、執行部から中間報告での指摘事項に対する回答や今後の方針について説明を受け、その内容について確認

を行い、意見しました。第19回の委員会においては、市長に出席を求め、これまでの検査について解明できなかった他団体から支給のあった旅費日当の返納に係る疑義について、市長から説明を受け、疑義の解明を図りました。第20回、21回の委員会においては、事務の改善状況について、検査しました。

中間報告にかかる市長の対応、及び執行部の改善状況の詳細につきましては、お手元に配付した報告書の写しを御参照ください。

報告のまとめといたしましては、検査しました過年度分については、日当の他団体からの支給及び市費の重複の支給分についての返納がなされたほか、中間報告での指摘により、旅費の手引き、タクシーを利用する際の基準が策定されておりました。

平成28年度4月から6月分につきましては、旅行計画の作成、タクシーの使用、手土産の購入等が適正に処理されており、事務の改善も図られ、関係書類等の不備が見受けられませんでした。

しかしながら、公用車使用簿は運行内容を明確にするための改善を求めました。他団体から支給のあった旅費日当の返納に関しては、本委員会で指摘した結果判明しております。一般質問や本委員会において、市長及び執行部の答弁に疑念を生じましたが、他団体との協議の結果を受けて、最終的には解明したものと考えております。

平成28年度の出納閉鎖後には、事務改善の検証及び成果等について、議会に報告されるよう求めたいと思います。

以上で報告を終わります。

○藤井議長 以上で委員長の報告を終わります。

なお、市長の出張旅費に関する事務検査につきましては、本報告をもって終了といたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

次回は、9月14日午前10時に再開いたします。御苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午前11時20分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員